





池添弘邦氏

七月二三日の研究... 池添弘邦氏を講師に招き、年休の権利の構造を仏・独を中...

研究会報告 「法制度から見た日本の休暇ーヨーロッパとの比較についてー」

於：桜美林大学 四谷キャンパス

判断した場合には、他の時季に変更し、取得することになる。使用者の時季変更権(使用協定か、使用者が年休の時季を決定すること)について...

一方、日本の年休制度の場合、法律的に次のような課題がある。池添氏は指摘している。



「余暇学再編プロジェクト」を目標として「宮本恭平(余暇学再編プロジェクト)担当幹事」

1、分割付与、時間単位付与：これらを条文で認めてしまうことは、年休制度の意味を根本から崩壊させる危険性がある。2、八割以上出勤要件：権利としての年休に先んじて企業への貢献を、年休の要件とすることは、「休む」ということの権利性を低めることになり、使用者の干渉を許さないというのが法の趣旨だが、年休を他の些細な理由(病欠や家庭の用事など)で取得させず、労働からの解放と休息の目的で取得できるようにする。3、使用者の配慮義務：労働者の年休取得の際、使用者は勤務予定の変更や代替勤務者の確保などの配慮を行う義務がある。また労働者の時季変更以前に、労使に事前調整が必要である。4、自由利用原則：年休の利用目的は労働者の自由であり、使用者の干渉を許さないというのが法の趣旨だが、年休を他の些細な理由(病欠や家庭の用事など)で取得させず、労働からの解放と休息の目的で取得できるようにする。5、使用者の配慮義務：労働者の年休取得の際、使用者は勤務予定の変更や代替勤務者の確保などの配慮を行う義務がある。また労働者の時季変更以前に、労使に事前調整が必要である。6、他の休暇制度：年休本来の意味で休暇を取得できるようにする。7、日本人の多くは、年休の権利を、守るどころか半数以上も取り残し、最後には捨ててしまっている。家庭の用事や病欠休暇を年休に変えるのではなく、労働からの解放、保養としての年休の本来の意味を取り戻すための議論を、是非、余暇学会から起こしていかなければならない。関連図書「エンドレス・ワーカーズ 働きすぎ日本人の実像」小倉一哉著(日本経済新聞社出版)「休み方の知恵」野田進ほか著(有斐閣選書)(報告 辰巳厚子)

「余暇学再編プロジェクト」を目標として「宮本恭平(余暇学再編プロジェクト)担当幹事」

これまでおこなわれてきた日本の余暇研究は、どちらかと言えば、実用的な側面に重きを置いた「余暇善悪」という考え方が主流でした。もちろん、こうしたアプローチは余暇研究の有益な方法論のひとつですが、それだけでは余暇の全体像が見えてきません。欧米では、「レジャー・スタディーズ」という呼称で余暇研究がおこなわれていますが、その方法論は多種多様で、学際的な研究が活発に展開され、実用的な側面から学術的な側面にいたるまで、幅広いテーマが議論されています。それは、カルチュラル・スタディーズ

やポピュラー文化研究といった、社会科学の分野にみられるアプローチとしてとらえることができま

「レジャー・スタディーズ」の概念を踏まえ、その方法論を今後の余暇研究に活用することを目標として発足した「余暇学再編プロジェクト」では、二〇〇九年四月から一〇〇九年三月までの一年間、毎月一回のペースでミーティングを開催して、輪読やディスカッションをおこなってきました。その成果を報告書としてまとめ、プロジェクトメンバーの六名が、「イデオロギー」

「余暇学再編プロジェクト」は、その成果を報告書としてまとめたことで、まずは活動の第一段階を終了しました。もっ

第2回 観光・余暇関係諸学会共同大会のご案内

昨年9月、初めて観光・余暇関係の5学会が一堂に会する「観光・余暇関係諸学会共同大会」が開催されました。この大会では、観光立国を目指すわが国において、学術の立場からさまざまな問題提起がなされ、多くの議論が交わされました。本年も第2回大会として、日本国際観光学会、日本余暇学会、ツーリズム学会の3学会が集い、東洋大学にて開催することが決定いたしました。研究発表者を募集しています。発表者は、大会当日に発行される『観光・余暇関係諸学会共同大会学術論文集』にも投稿が可能です。詳細は学会ホームページをご覧ください。

記

第2回 観光・余暇関係諸学会共同大会 開催日：2010年9月25日(土) 開催場所：東洋大学 白山第2キャンパス 大会参加費：¥3,000- 発表申し込み：2010年8月7日(土)締切 投稿料：論文の場合：¥15,000 研究ノート：¥10,000 原稿投稿締切：2010年8月21日(土) 投稿先は、発表申込先ともに、宮本博文 miyamoto.hirofumi@nifty.ne.jp まで。